

国立研究開発法人情報通信研究機構の第6期中長期計画（案）に対する
サイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）令和8年3月●日
サイバーセキュリティ戦略本部決定

政府は、国家安全保障戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）並びにサイバー対処能力強化法¹及び同整備法²に基づく取組を含め、サイバー空間を巡る脅威に対応するために行う取組を一体的に推進するため、新たなサイバーセキュリティ戦略（令和7年12月23日閣議決定。以下「新戦略」という。）を策定したところである。今般、総務大臣が認可する国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）の中長期計画案（以下「中長期計画案」という。）は、この新戦略を踏まえた内容であることが求められる。

中長期計画案において、NICTは、演習の実施に当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号。以下「基本法」という。）第13条及び第14条の規定を踏まえ、全ての国の行政機関、独立行政法人及び指定法人並びに地方公共団体及び基幹インフラ事業者等の受講機会を確保するとともに、重要インフラ事業者及びその組織する団体についても、より多くの受講機会を確保できるよう配慮することや地理的条件により受講機会が失われることを最小限とするよう、集合演習を全国で実施するほか、オンライン演習を効果的に実施して、未受講となる組織・団体や基礎的な知識習得が必要な組織・団体に対して積極的な参加を促すこと、あわせて、最新のサイバー攻撃情報を踏まえた演習内容の高度化、オンライン演習における学習定着率の向上等、演習効果の最大化に取り組むものとしている。

この点、新戦略では、政府機関等だけでなく、重要インフラ事業者や地方公共団体等に向けた対処能力向上に資する実践的な演習の提供によるサイバー人材の育成・確保を掲げており、中長期計画案に記載された内容は、新戦略の内容を踏まえたものとなっている。

また、中長期計画案においては、IoT機器のサイバーセキュリティ対策に貢献するため、新戦略等の政府方針を踏まえ、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」という。）第14条第1項第7号口の規定に基づき、脆弱性を有する機器やマルウェア感染機器の調査並びにユーザーやメーカー等の関係者に対する必要な助言及び情報提供（以下「調査等」という。）を行うこと、その推進に当たっては、NICT法第18条の規定に基づき特定アクセス行為等を実施するとともに、内閣官房国家サイバー統括室、総務省、電気通信事業者及び関係団体等と密に連携するものとしている。

この点、新戦略では、国民に広く利用されているIoT機器については、各主体が適切な対策を講じられるよう、ユーザーやベンダーに対し機器の設定不備や脆弱性について注意喚起や助言、情報提供等を行い、関係者が一丸となってサイバーセキュリティの確保に取り組むこととしており、中長期計画案に記載された内容は、新戦略の内容を踏まえたものとなっている。

以上を踏まえ、サイバーセキュリティ戦略本部としては、示された中長期計画案につ

¹ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号）

² 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和7年法律第43号）

いては、妥当な内容であると判断する。

なお、サイバーセキュリティに関する演習及び調査等に関する事項のほか、中長期計画案では、

- ①サイバー対処能力強化法第71条第2項に基づき、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する事項について、サイバー攻撃の観測・分析等の観点から関係者との連絡・協力を積極的に行うこと、また、我が国の政府機関等にCYXROSSセンサー等の安全性・透明性を検証可能なセンサーを導入し、得られたサイバー脅威情報等を集約・分析・情報提供するとともに、こうした活動が研究開発を更に推進するようなサイクルを確立することで、サイバーセキュリティ分野全体の継続的な能力向上に努めることとしていること、
 - ②基本法第31条第1項第2号その他の法令に基づく委託を受けた場合には、それら委託業務を確実に実施するとともに、各重点課題との相乗効果を得られるよう一体的に取り組むこととしていること、
 - ③サイバーセキュリティ研究開発の中核拠点として積極的な成果展開を行い、我が国のサイバー対処能力を支える人材・技術に関わるエコシステム形成に貢献することや、サイバー攻撃情報等の大規模な収集・分析・共有やサイバー攻撃観測技術・ノウハウ等の共有、国産セキュリティ技術や製品、サービス等の検証・評価を実施し、そのフィードバックによる製品・サービス開発を支援すること、
- としている。これらの点についても新戦略を踏まえた内容となっており、適切と考えられる。

ほか、NICTが、この中長期計画案を踏まえ適切に業務運営を行うよう、総務大臣に対しては、改めて、「国立研究開発法人情報通信研究機構の第6期中長期目標（案）に対するサイバーセキュリティ戦略本部の意見」（令和8年2月6日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に記載の事項を着実に実施するよう要請する。

以上